

令和5・6年度

花巻市

競争入札参加資格審査申請の特記事項

[追加登録]

(電子申請とは別に花巻市に提出する書類等)

令和5年10月 花巻市

**【問合せ先】**

花巻市財務部契約管財課契約検査係

〒025-8601 花巻市花城町9-30

TEL : 0198-41-3519 FAX : 0198-24-0259

花巻市が発注する建設工事、建設関連業務（以下「建設コンサル」という。）の競争入札及び物品購入等の入札（見積合わせに準用）に参加するためには、競争入札参加資格審査を申請し、各種資格者名簿に登載される必要があります。

申請は、「岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き」による電子申請と併せて、別途本紙に記載する事項を熟読のうえ、必要書類を花巻市に提出してください。

〔関連要綱〕

- ・花巻市営建設工事競争入札参加資格者の資格等に関する要綱（平成 18 年花巻市告示第 9 号）  
（以下「建設工事要綱」という。）
- ・花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格者要綱（平成 21 年花巻市告示第 215 号）  
（以下「建設関連業務要綱」という。）
- ・花巻市物品購入等指名競争入札参加資格者要綱（平成 28 年花巻市告示第 27 号）  
（以下「物品要綱」という。）

〔 目 次 〕

建設工事について	P 2	1 申請を受付ける工種について
		2 等級区分について
	P 3	3 提出書類について
	P 4	4 提出書類の記入方法と注意事項について
	P 6	5 工種の追加等について
		6 等級区分の審査に係る総合評点基準点の公表
		7 資格審査結果の通知
		8 資格の喪失及び取消し
建設コンサルについて	P 7	9 申請を受付ける業種について
		10 資格審査結果の通知
		11 資格の喪失及び取消し
物品（リース）について	P 8	12 申請を受付ける業種について
		13 提出書類について
		14 業種の追加について
		15 提出書類の記入方法と注意事項について
		16 資格審査結果の通知
	P 9	17 資格の喪失及び取消し
共通事項	P 10	18 申請書の提出方法及び提出期間
		19 提出場所
		20 電子入札について
		21 入札制度について
		22 申請に関する問合せ先

## 建設工事について

### 1 申請を受付ける工種について

以下の16工種

- ① 土木一式 ② 建築一式 ③ 電気工事 ④ 管 ⑤ 鋼構造物 ⑥ 舗装 ⑦ 塗装  
 ⑧ 防水 ⑨ 内装仕上 ⑩ 機械器具設置 ⑪ 電気通信 ⑫ 造園 ⑬ さく井 ⑭ 消防施設  
 ⑮ 清掃施設 ⑯ 解体

### 2 等級区分について（対象：5工種を希望する市内業者のみ）

建設工事要綱第3条の規定により資格審査を行い、同第6条の規定により資格基準に適合すると認められた者を、資格者名簿に市内業者（市内業者には入札・契約等の権限を花巻市内の支店又は営業所等に委任するものを含む。以下同じ。）、市外業者に分けて登載します。

このうち、土木一式、建築一式、電気、管、舗装の5工種を希望する市内業者は、次の客観的事項、主観的事項及び技術者要件により審査し等級別区分を行います。

#### (1) 客観的事項の審査

経営事項審査の総合評定値

#### (2) 主観的事項の審査

次の事項について評点化して審査

項 目	内 容	評点
工事施工成績評点	令和4・5年度工事施工成績により算定	最高+70点 最低△156点
地域貢献活動	令和3～5年度（令和5年10月31日まで）に、花巻市内において行った自主的な地域貢献活動 ※ 令和3年度は活動自粛が多かったため直近3か年を対象とする。	1件+5点（単年度の上限+10点） 最高+20点
除排雪業務の受託	令和3・4年度に、花巻市又は国・岩手県の除排雪業務を受託	単年度+15点 最高+30点
花巻市消防団員の雇用	令和5年10月31日において、花巻市消防団員に任命されている者の常時雇用	1人+5点 上限+20点
若年者又は女性技術者の雇用	令和2年4月1日から令和4年10月31日までの間に採用し、令和5年10月31日まで継続して常時雇用している若年者又は女性技術者	1人+10点 上限+20点
休業制度の整備	育児休業又は介護休業制度を整備	+20点
いわて地球環境にやさしい事業所認定取得	いわて地球環境にやさしい事業所制度の認定を取得	+10点
障がい者の雇用	令和5年10月31日において、障がい者を	+20点

	雇用。ただし、「障害者の雇用促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、雇用を義務付けられている場合は、法定雇用率を達成している場合に限る。	
指名停止による減点	令和4・5年度に、市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱により指名停止措置を受けた場合	指名停止月数×△ <b>10点</b>

(3) 技術者要件

技術者数により等級を区分(1、2級技術者が2人未満の場合は、申請ができません。)

工事種別	等級区分	技術者要件
土木一式	A級	1、2級技術者12人以上(うち1級技術者5人以上)
	B級	1、2級技術者6人以上(うち1級技術者3人以上)
	C級	1、2級技術者2人以上
建築一式	A級	1、2級技術者8人以上(うち1級技術者4人以上)
	B級	1、2級技術者5人以上(うち1級技術者1人以上)
	C級	1、2級技術者2人以上
電気	A級	1、2級技術者6人以上(うち1級技術者3人以上)
	B級	1、2級技術者2人以上
管	A級	1、2級技術者5人以上(うち1級技術者2人以上)
	B級	1、2級技術者2人以上
舗装	A級	1、2級技術者8人以上(うち1級技術者4人以上) かつ、舗装施工管理技術者1級1人以上(土木施工管理技士等との重複可)
	B級	1、2級技術者2人以上

3 提出書類について(対象:5工種を希望する市内業者のみ)

5工種(土木一式、建築一式、電気、管、舗装)の資格者名簿の登載を希望する市内業者は、「岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き 8」に記載しているもののほか、花巻市に以下の書類を各1部提出してください。

【凡例】○…必須提出 △…該当するものがある場合のみ提出

NO.	提出区分	提出書類
1	○	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し
2	○	技術職員名簿(様式第1号) ・資格者証の写しを添付すること。 ・実務経験者の場合は、別紙1実務経験証明書を提出すること。

3	△	舗装施工管理技術者調書（様式第2号） ・資格者証の写しを添付すること。
4	△	主観的事項に係る証明書等 ① 地域貢献活動の実績調書（様式第3号）又は既存の証明書等 ② 除排雪業務受託の契約書等の写し ③ 花巻市消防団員任命状況確認書（様式第4号）及び雇用状況を証明する書類（健康保険者証の写しなど） ④ 若年者又は女性技術者の雇用状況を証明する書類（健康保険者証の写しなど） ⑤ 育児休業又は介護休業制度を証明する書類（社則及び労使協定書の写し等） ⑥ いわて地球環境にやさしい事業所得制度の認定書の写し ⑦ 障がい者の雇用を証明する書類 ア 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用を義務付けられている場合 令和5年度に公共職業安定所の長に提出した「障がい者雇用状況報告書」（令和5年6月1日現在）の写し イ 上記以外の場合 障がい者手帳等の写し及び雇用状況を証明する書類の写し

#### 4 提出書類の記入方法と注意事項について

(1) 経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の写し

- ① 経営事項審査基準日（決算日）が令和4年10月1日以降で最新のものの写しを、A4判に縮小して添付すること。ただし、申請時に提出できない場合は、令和6年2月29日までに提出するものとし、その他の書類は令和5年11月30日の申請期限内に提出すること。
- ② 許可行政庁の審査に時間を要している等の理由で、令和6年2月29日までに①の書面を提出できない場合は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第2項に規定する「経営規模等評価申請書」（受付印のあるもの）と「工事種類別完成工事高」の写しを、A4版に縮小して提出してください。ただし、「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」を受けた後は速やかにその写しを提出すること。
- ③ 経営状況分析が終了したのみ、あるいは経営事項審査を予約したのみの状況では、提出できません。

(2) 技術職員名簿（様式第1号）

- ① 希望する工事種別に対応する国家資格や実務経験を有する技術者について、令和5年10月31日の状況を記入すること。
- ② 土木一式、建築一式、電気、管及び舗装の工種ごとに、1級及び2級技術者の合計を（様式第1号）中上部の欄に記入すること。なお、この場合1人2業種までの記載とされている「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」の技術者数と一致しない場合があるが、（様式第1号）表中に記載される技術資格者の実人数と合計を一致させること。

- ③ 法第7条第2号イ、ロ又は法第15条第2号に該当する技術者、若しくは資格取得後に所定の経験年数が必要な資格を申請する技術者（技術職員コード表のうち、【 】欄に年数の記載のある資格）については、実務経験証明書（様式第1号）別紙1を提出すること。
- ④ 各種「技師補」については、技術職員名簿（様式第1号）への記載は不要とする。

項 目	内 容
生年月日	・年号コード（明治…M、大正…T、昭和…S、平成…H）を用いて記入
有資格区分コード	・希望する工事種別に対応する国家資格等について、別表「技術職員コード表（第1表：資格区分コード表）」の中から、該当コード番号を記入
実務経験者担当業種コード	・実務経験年数により技術者として認められている者について、別表「技術職員コード表（第2表：建設工事の種類コード表）」の中から該当するコード番号を記入
監理技術者資格者証交付番号	・技術者が監理技術者資格者証の交付を受けている場合に記入
経營業務の管理責任者	・該当者の欄に○を記入
営業所専任の技術者	・該当者の欄に○を記入

(3) 舗装施工管理技術者調書（様式第2号）

- ① 「舗装」を希望する者のうち、1級舗装施工管理技術者を有する者が提出すること。（提出されない場合は、舗装A級の登録はできません。）
- ② 舗装施工管理技術者試験に合格し、申請書を提出する日までに資格者証が交付されていること。

(4) 主観的事項を証明する証明書等

① 地域貢献活動

次の4要件を全て満たす活動について加点するものとする。

- ・対価を伴わない非営利目的の活動であること。（請負契約、注文等に基づく活動は対象外）
- ・企業としての取組みであること。（役員、従業員等の個人的活動は対象外）
- ・地域との協働による活動又は地域からの依頼等により事前に合意形成がなされた活動であること。
- ・地域の団体等により、客観的な確認ができる活動内容であること。（感謝状、町内会等関係者の証明等）

※ 令和3年度は活動自粛が多かったため直近3か年を対象とする。

② 除排雪業務の受託

契約書の件名で「除排雪」等の表示が無い場合は、契約書に添付されている仕様書等の写しも添付すること。

③ 花巻市消防団員任命状況確認書

令和5年10月31日時点の状況について証明すること。

④ 若年者又は女性技術者の雇用

若年者は、採用日において30歳未満の者（技術系・事務系を問わない）のことをいう。また、雇用期間が特に限定されておらず、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入している

者（短時間勤務の者を除く）を対象とする。

⑤ 休業制度の整備

「育児休業又は介護休業制度を証明する書類（社則及び労使協定書の写し等）」は、労働基準監督署の確認印があるものに限る。

⑥ いわて地球環境にやさしい事業所得制度の認定書

認定区分は★★★又は★★★★を取得していること。ただし、経営事項審査においてISO14001認定取得に係る加点を受けている場合は対象外とする。

⑦ 障がい者の雇用を証明する書類

ア 障害者雇用促進等法に基づき、障がい者の雇用を義務付けられている場合

「令和5年度に公共職業安定書の長に提出した障がい者雇用状況報告書（令和5年6月1日現在）の写し」を提出すること。

※ 従業員数43.5人以上の事業主は、障害者雇用促進法に基づき、毎年6月1日現在の障がい者の雇用に関する状況（障がい者雇用状況報告）をハローワークへ提出する義務があります。民間企業の法定雇用率は2.3%です。

イ 上記以外の場合

「障がい者手帳等の写し及び雇用状況を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し等）」を提出すること。

**5 工種の追加等について（対象：5工種を希望する市内業者で既資格者名簿登載者のみ）**

既に資格者名簿に登載されている事業者のうち、新たに土木一式、建築一式、電気、管、舗装の5工種を希望する場合又は技術職員の増減等により等級区分の審査を希望する場合は、上記2～4の要領で書類を提出してください。

ただし、技術職員名簿（様式第1号）及び資格者証の写しについては、追加又は等級区分の審査を希望する工種分のみの記載・提出とします。

**6 等級区分の審査に係る総合評点基準点の公表**

等級区分の審査に係る総合評点基準点の公表は、花巻市ホームページ（契約管財課契約検査係）に掲載しております。

**7 資格審査結果の通知（対象：全事業者）**

資格審査結果は、令和6年6月中に郵送で通知します。

令和5・6年度市営建設工事請負資格者名簿は、令和6年7月1日からの適用となります。

**8 資格の喪失及び取消し**

建設工事要綱第10条及び第11条のとおりです。

## 建設コンサルについて

### 9 申請を受付ける業種について

以下の4業種

- ① 測量 ② 建設コンサルタント ③ 地質調査 ④ 補償コンサルタント

※ 提出を要する書類はありません。

### 10 資格審査結果の通知（対象：全事業者）

資格審査結果は、令和6年6月中に郵送で通知します。

令和5・6年度花巻市営建設関連業務委託資格者名簿は、令和6年7月1日からの適用となります。

### 11 資格の喪失及び取消し

建設関連業務要綱第9条及び第10条のとおりです。



## 物品（リース）について

### 12 申請を受付ける業種について

物品は以下の23業種

- ① 衣類・その他繊維製品類
- ② ゴム・皮革・プラスチック製品類
- ③ 窯業・土石製品類
- ④ 非鉄金属・金属製品類
- ⑤ フォーム印刷
- ⑥ その他印刷類
- ⑦ 図書類
- ⑧ 紙・紙加工品類
- ⑨ 車両類
- ⑩ 船舶類
- ⑪ 燃料類
- ⑫ 家具・什器類
- ⑬ 一般・産業用機器類
- ⑭ 電気・通信用機器類
- ⑮ 電子計算機類
- ⑯ 精密機器類
- ⑰ 医療用機器類
- ⑱ 事務用機器類
- ⑲ その他機器類
- ⑳ 医薬品・医療用品類
- ㉑ 事務用品類
- ㉒ 土木・建設・建築資材
- ㉓ その他

役務は以下の1業種

- ① 賃貸借

#### ※ 物品に関する留意事項

- ・「物品」の資格者名簿には、役務（賃貸借のうち、リースのみ）を含みます。
- ・リースとは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17における長期継続契約を締結することができる契約のことで、花巻市が指定する納入者から指定する金額でリース会社が物件を買い取り、その物件を長期間賃貸することです。短期間の賃貸借及びレンタルは該当しません。

### 13 提出書類について（対象：全事業者）

物品（リースを含む）の資格者名簿の登載を希望する事業者は、「岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き 8」に記載しているもののほか、花巻市に以下の書類を1部提出してください。

NO.	提出書類
1	物品・役務希望業種一覧表（様式第5号）

### 14 業種の追加について（対象：既資格者名簿登載者）

既に資格者名簿に登載されている事業者のうち、新たに業種等の追加を希望する場合は、上記13の書類を提出してください。

### 15 提出書類の記入方法と注意事項について

希望する業種等の右端の欄に「○」を記載してください。

また、既に資格者名簿に登載されている事業者のうち、削除を希望する業種等があれば「×」を記載してください。

### 16 資格審査結果の通知（対象：全事業者）

資格審査結果は、令和6年3月中に郵送で通知します。

令和5・6年度物品購入等指名競争入札参加資格者名簿は、令和6年4月1日からの適用となります。

#### 17 資格の喪失及び取消し

物品要綱第9条及び第10条のとおりです。

## 共通事項

### 18 申請書の提出方法及び提出期間

#### (1) 提出方法

郵便又は持参

申請書類一式は無色透明のクリアファイルに入れ、事業所名及び所在地を記載したA4サイズの添書を付して提出すること。(ファイリング不要)

#### (2) 提出期間

令和5年11月1日(水)から令和5年11月30日(木)まで(土、日、祝日を除く。)

### 19 提出場所

#### (1) 郵送の場合

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号「花巻市財務部契約管財課契約検査係」宛て

#### (2) 持参の場合

花巻市役所本庁舎2階契約管財課(受付時間:午前8時30分~午後5時15分)

### 20 電子入札について

花巻市では、特別の事情がない限り、次に該当する入札は電子入札システムにより行います。

このため、各種名簿に登載されていても電子入札システムの利用者登録がない場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

電子入札システムの概要や利用者登録の方法及びお知らせ等については、花巻市ホームページ「電子入札システム・入札情報公開システム」よりご確認ください。

(⇒[https://www.city.hanamaki.iwate.jp/business/nyusatsu\\_keiyaku/index.html](https://www.city.hanamaki.iwate.jp/business/nyusatsu_keiyaku/index.html))

[電子入札の対象]

- ・ 建設工事
- ・ 建設コンサル
- ・ リースのうち、「複合機」、「印刷機」、「公用車」

### 21 入札制度について

花巻市ホームページに、入札心得を掲載しておりますので、ご確認ください。

(⇒[https://www.city.hanamaki.iwate.jp/business/nyusatsu\\_keiyaku/1002235.html](https://www.city.hanamaki.iwate.jp/business/nyusatsu_keiyaku/1002235.html))

### 22 申請に関する問合せ先

花巻市財務部契約管財課契約検査係 【電話】0198-41-3519(ダイヤルイン)